

■お申込みの際は必ずこの旅行条件書を十分にお読み下さい。

ハートフルインターナショナル(株) 海外募集型企画旅行 旅行条件書

1. 募集型企画旅行契約

(1) この旅行は、ハートフルインターナショナル株式会社(以下「当社」と言います)が企画・募集・実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」と言います)を締結することになります。

(2) 旅行契約の内容・条件は、募集パンフレットまたはホームページ(以下「契約書面」と言います)・本旅行条件書・出発前にお渡される最終旅行日程表及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「約款」と言います)によります。

(3) 当社はおお客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」と言います)の提供を受けることが出来るよう手配し、旅程管理することを引き受けます。

(4) 当社が旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、日本出発のものについては、最終旅行日程表に記載している出発空港を出発(集合)してから、当該空港に帰着(解散)するまでとなります。海外発着のものについては、最終旅行日程表でご案内した海外での集合場所に集合してから、海外の解散場所までとなります。

(5) 日本国内の空港から本項(5)の発着空港までの区間を、契約書面に記載の追加料金(または無料)で利用する場合には、この部分も旅行契約の範囲に含まれます。

2. 旅行契約のお申込み・ご予約

(1) ①当社、②旅行業法で規定された「受託営業所」(以下①②を併せて「当社」と言います)のそれぞれにおいて、ご来店、電話、郵便、ファクシミリ、Eメール及びその他の方法にてお客様からの旅行契約のお申込みまたはご予約を承ります。

(2) 当社からは、同一コースにて、同時に参加しようとする複数のお客様が責任ある代表者(以下「構成者」と言います)を旅行契約の締結に関する一切の代理権を有しているものとみなし、当該団体に関わる旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行います。この場合契約責任者は、当社らが定める目録にて、構成者の名簿を当社らにご提出いただきます。なお、当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うと予測される債務または義務については、何らの責任を負うものではないとさせていただきます。また、当社らは、契約責任者が当該団体と同行しない場合、旅行開始後においては、予め契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

(3) ご来店の場合、当社所定の旅行申込書に所定の事項を記入し、所定の申込金を添えてお申込みいただきます。

(4) 当社らは、電話、郵便、ファクシミリ、Eメール及びその他の通信手段による旅行契約のお申込みを受け付ける場合がございます。この場合、契約はご予約の時点では成立しておらず、当社がご予約の承諾の旨を通知した日の翌日から当社が指定する期日までに申込書の提出と申込金のお支払いをしていただきます。この期間内に申込金を提出されない場合は、当社らはお申込みがなかったものとして取り扱います。

(5) お申込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社らは、お客様の承諾を得て、お客様が待ち予約の状態でお持ちいただいた期限を確認した上で、お客様を待ち予約のお客様として登録し、ご予約可能となるよう手配努力する場合がございます。この場合当社らは申込金をお預かりし、当社らにご予約が可能になった旨を通知した時に、申込金として受領いたします。但し、「当社らが予約が可能となった旨を通知する前にお客様より待ち予約登録の解除のお申し出があった場合」または「お待ちいただいた期限までに結果としてご予約できなかった場合」は、当社らは当該申込金を全額払い戻しいたします。

(6) 本項(5)の場合、手配完了は保証されたものではございません。

(7) 申込金の額は弊社の規定に基づきます。なお、申込金は後記する「お支払対象旅行代金」「取消料」「違約金」のそれぞれ一部または全部として取り扱います。

但し、特定期間、特定コースにつきましては別途募集パンフレットまたはホームページに定めるところによります。「旅行代金」とは、第7項の「お支払対象旅行代金」を言います。

(8) 申込書等にお客様のローマ字氏名を記入する際は、今回の旅行に使用する旅券に記載されているとおりにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行替え、関係する機関への氏名訂正などが必要となります。この場合、当社らはお客様の交代の場合に準じて、第14項のお客様の交替手数料をいただきます。なお、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除いただく場合もございます。この場合には所定の取消料をいただきます。

3. お申込み条件

(1) 旅行開始時点で15歳未満の方のご参加は、保護者の同行を条件といたします(但し一部のコースを除きます)。なお、15歳以上20歳未満の方のご参加は、親権者の同意書が必要となります。以上よりましては、旅行の安全かつ円滑な実施のために、ご参加をお断りさせていただくか、保護者の同行などを条件とさせていただく場合がございます。また、ご参加の場合に、コースの一部について内容を変更させていただく場合がございます。

(2) 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の旅行目的を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合、ご参加をお断りする場合がございます。

(3) 旅行のお申込時に慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なわれている方、妊娠中の方、補助犬使用者の方、障害をお持ちの方などで特別の配慮を必要とする方は、その旨お申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。この場合医師の健康診断書を提出していただく場合がございます。また、お客様からのお申し出に基づき、当社らがお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様のご負担といたします。なお、妊娠中の方はお客様ご自身の責任においてご参加いただくことを条件といたします。この場合医師の健康診

断書を提出していただく場合がございます。いずれの場合も、現地事情や関係機関などの状況により、旅行の安全かつ円滑な実施のために、介護者の同行などを条件とさせていただくか、コースの一部について内容を変更させていただくか、またはご負担の少ない他の旅行をお勧めする場合がございます。あるいはご参加をお断りさせていただく場合がございます。

(4) 当社は、本項(1)(2)(3)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申込みの日から、(3)はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。

(5) お客様が旅行中に疾病、傷害、その他の事由により、医師の診断または治療を必要とする当社が判断した場合は、旅行の円滑な実施を図るため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様の負担となり、お客様は当該費用を当社が指定する期日までに当社の指定する方法でお支払いいただきます。

(6) お客様のご都合による別行動は原則としてお受けいたしかねます。但し、別途条件でお受けすることもございます。

(7) お客様のご都合により、旅行の行程から離脱する場合には、その旨及び復帰の有無、復帰の予定日時などについて必ず添乗員もしくは係員にご連絡いただきます。

(8) 他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げる恐れがあると当社が判断する場合、ご参加をお断りする場合がございます。

(9) 通信契約の場合、お客様から旅行代金を収受できないときは、お申込みをお断りする場合がございます。

(10) その他当社らの業務上の都合があるときには、お申込みをお断りする場合がございます。

4. 旅行契約の成立時期

(1) 第2項(3)(4)の場合は、当社らが契約の締結を承諾し、かつ申込金を受理した時点で成立します。

(2) 第2項(5)の場合は、お待ちいただける期限内に契約締結が可能となり、かつこの時点までにお客様より予約登録の解除のお申し出がなく、当社らが契約締結が可能となった旨をお客様に通知し申込金を受領した時点で成立します。

(3) 電話またはご来店による事前のお申込みまたはご予約は一切なく、ファクシミリ、電報、テレックス、Eメール及び郵便などにてお申込みまたはご予約がなされた場合は以下の時点で成立いたします。

①事前にお申込みのお支払があったときは、当社らが承諾した旨の通知を発送したとき。

②事前にお申込みのお支払がないときは、当社らが申込金を受理した後にお客様から承諾した旨の通知を発送したとき。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

(1) 当社らは、旅行契約成立後、速やかにお客様に旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しいたします。契約書面は募集パンフレットまたはホームページ、本旅行条件書などにより構成されます。

(2) 当社らは予め本項(1)の契約書面を補完する書面として、お客様に集合時刻・場所、最低限日本発着時に利用する運送機関の名称及び便名、宿泊機関などに関する確定情報を記載した最終旅行日程表を速くとも旅行開始日の前日までに渡しいたします。但し、お申込みが旅行開始日の前日からさかのぼって7日前にあたる日以降の場合、旅行開始日当日にお渡りする場合がございます。なお、お渡し方法は、郵送を含みます。

(3) 当社らは、予めお客様の承諾を得て、旅行日程、旅行サービスの内容、その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面または確定情報を記載した最終旅行日程表の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供する場合がございます。その場合は、お客様の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。

(4) 本項(3)の場合、お客様の使用する通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社らに使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録し、お客様が記載事項を閲覧したことを確認いたします。

6. お支払対象旅行代金

旅行代金は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社らが指定する期日までにお支払いいただきます。

7. お支払対象旅行代金

「お支払対象旅行代金」とは、募集広告またはパンフレットまたはホームページの価格表示欄に「旅行代金として表示した金額」と「追加代金として表示した金額」の合計金額から「割引代金として表示した金額」を差し引いた金額を言います。この合計金額が「申込金」「取消料」「違約料」「変更補償金」の額を算出した際の基準となります。

8. お客様が別途までに実施する事項

(1) 旅行(バスポート)・査証(ビザ)について旅行に要する旅券(バスポート)・査証(ビザ)の確認、取得はおお客様ご自身で行っていただきます。但し、当社らでは所定の料金を申し受け、別途契約として手続きなどの一部代行を行う場合がございます。

(2) 保健衛生について渡航先(国または地域)によっては、予防接種証明書の取得が必要な場合がございますので、その確認、取得はおお客様の責任で行っていただきます。なお、渡航先の衛生状況や予防接種に関する情報については、厚生労働省「検疫感染症情報ホームページ <http://www.forth.go.jp/>」でご確認下さい。

(3) 海外危険情報について渡航先(国または地域)によっては、外務省「海外危険情報」など、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合がございます。外務省「外務省海外安全ホームページ <http://www.azaun.mofa.go.jp/>」でもご確認下さい。

(4) 渡航先に「海外危険情報」が発令された場合の催行中止について旅行のお申込み後、旅行の目的地に「海外危険情報」が発令された場合は、当社らは旅行契約の内容を変更しまたは渡航を断ることがございます。外務省の「海外危険情報」が「渡航の是非を検討してください」以上の危険情報が発令された場合は、当社は旅行の催行を中止する場合がございます。その場合は旅行代金を全額返金いたします。但し、当社が安全に對し適切な措置を取れると判断して、旅行を催行する場合がございます。この場合にお客様が旅行を取りやめられるときは、当社らは所定の取消料をいただきます。

(5) 当社らは、(1)の業務を行うことで、実際にお客様が渡航書類を取得できること及び関係国への出入国が許可されることを保証するものではありません。従って、当社らの責めに帰すべき事由によらず、お客様が渡航書類の取得ができず、または関係国への出入国が許可されなかったとしても、当社らはその責任を負うものではないとさせていただきます。

9. 旅行代金に含まれるもの

(1) 旅行日程に明示した航空・船舶・鉄道など利用運送機関の運賃(コースにより等級が異なります。等級が選択できるコースでは募集パンフレットまたはホームページに明示いたします)。

(2) 旅行日程に明示した送迎(空港・駅・埠頭と宿泊場所間)、都市間の移動のバス、車などの料金。

(3) 旅行日程に明示した観光の料金(バス・車などの料金、ガイド料金、入場料など)。

(4) 旅行日程に明示したホテルの宿泊料金及び税・サービス料金(募集パンフレット、ホームページなどに別途記載のない限り、2人部屋に2名様または3名様の宿泊を基準といたします)。

(5) 旅行日程に明示した食事の料金及び税・サービス料金。

(6) 1名様スーツケース1個の手荷物運搬料金(航空機で運搬の場合は1名様20kgが原則として適用しておりますが、等級や方面によっては異なりますので詳しくは係員にお尋ねください)。手荷物の運送は当該運送機関が行い、当社が運送機関に運送委託手続きを代行するものです。また、一部の空港・駅・ホテルではポーターがいないなどの理由により、お客様ご自身で運搬していただく場合がございます。

(7) 添乗員同行コースの添乗員同行費用。

(8) 団体行動中のチップ

上記(1)～(8)の諸費用はお客様の都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

10. 旅行代金に含まれないもの

第9項の他は旅行代金に含まれておりません。その一部を以下へ例示いたします。

(1) 超過手荷物料金(規定の重量、容量、個数を超える分について)。

(2) クリーニング代、電報電話料、ホテルのボーイ・メイドに対するチップ、その他追加飲食など個人的性質の諸費用及びそれに伴うサービス料金。

(3) 傷害、疾病に関する医療費など。

(4) 渡航手続き諸費用(旅券印紙代・査証料・予防接種料金・傷害疾病保険料及び渡航手続代旅行代金)。

(5) 日本国内の空港施設使用料(但し、募集パンフレットまたはホームページ上で当社が含んでいる旨を明示した場合を除きます)。

(6) 旅行日程中の空港税・出国税・国際旅客航路料及びこれに類する諸税・料金(日本国内通行税を含む)(但し、募集パンフレットまたはホームページ上で当社が含んでいる旨を明示した場合を除きます)。

(7) 運送機関の課す付加運賃・料金(燃油サーチャージなど)。

(8) 日本国内における自宅から発着空港まで集合・解散地点までの交通費、日本国内での宿泊費など。

(9) 1人部屋を使用される場合の追加代金。

(10) 希望者のみが参加するオプションツアー(別途料金の小旅行)などの料金。

11. 追加代金と割引代金

第7項で「追加代金」及び「割引代金」は当社が募集広告またはパンフレット、ホームページなどに表示した以下のものをいいます。

(1) 追加代金

①お客様のご希望により1部屋(2人用)を1名様で使用することを保証するための追加代金。

②1名様または奇数人数でご参加の際に、他のお客様との相部屋を行わない旨を当社が定め、その旨を募集広告に表示したときの1人部屋(シングルベッドルームまたはツインベッドルーム)使用に関わる「1人部屋追加代金」。

③ホテルまたはお部屋タイプのグレードアップのための追加代金。

④航空便の選択や航空機使用座席の等級の選択による追加代金。

⑤「食事なしプラン」などを基本とする場合の「食事つきプラン」などの追加代金。

⑥「観光なしプラン」などを基本とする場合の「観光つきプラン」などの追加代金。

⑦「延泊プラン」「途中延泊プラン」による延泊代金。

⑧その他「○○○プラン」「○○○追加代金」とし追加代金を表示したもの。

(2) 割引代金

①3名様(トリプル)割引 などとし、1つの部屋に3名様以上のお客様が宿泊することを条件とした割引代金。

②「子供割引」など、年齢その他の条件による割引代金。

③その他「○○○割引」とし割引代金を表示したもの。

12. 旅行契約内容の変更

当社らは旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などのサービス提供の中止、官公署の命令、当

初の運航（運行）計画によらない運送サービスの提供、そのほか当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様に予め速やかに当該事由が当社らの関与しえないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更する場合がございます。但し、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明いたします。

1.3、旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の変更は一切いたしません。

(1) 利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化などにより通常想定される程度を大幅に超えて改定されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更いたします。但し、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお客様に通知いたします。

(2) 旅行内容が変更され、その旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額分だけ旅行代金を減額いたします。

(3) 第12項により旅行内容が変更され旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、またはこれらを支払わなければならない費用を含みます）が増加したときは、運送・宿泊機関などが当該旅行サービスの提供を行っているにもかかわらず運送・宿泊機関などの座席、部屋その他諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額分だけ旅行代金を増額いたします。

(4) 当社は、運送・宿泊機関などの利用人数により旅行代金異なる旨を契約書面に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責めに帰すべき事由によらず当該利用人数が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更いたします。

1.4、お客様の交替

(1) お客様は万が一の場合、当社の承諾を得て契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。但し、この場合、お客様は所定の事項を記入の上、所定の用紙を当社に提出していただきます。この際、交替に要する実費（下記表参照）と手数料としてお客様1名様あたり15,000円をお支払いいただきます（但し、取消対象期間外の場合を除きます）。

(2) 契約上の地位の譲渡は、お客様の承諾を得、かつ手数料を当社が受領したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお、当社はコース・時期などにより当該交替をお受けできない場合がございます。

ご利用いただく航空座席クラス	ご旅行方面	取消料実費
ビジネスクラス、ファーストクラス航空座席ご利用のお客様	全方面	大人1,000円 子供1,000円
その他の航空座席（エコノミークラス）ご利用のお客様 【エコノミークラスからビジネスクラス、ファーストクラスの航空座席に変更される場合もこの区分の実費が適用されます。】	ハワイ・北米・中南米・ヨーロッパ（ロシアを除く） アフリカ・中東（ドバイを含む）	大人17,500円 子供13,200円
	アジア（韓国を除く） ロシア・ミクロネシア・オセアニア・南太平洋・中国	大人10,000円 子供7,500円
	韓国	大人6,000円 子供4,500円

※航空会社により上記金額（目安）と異なる場合がございます。

1.5、旅行契約の解除、払い戻し

(1) 旅行開始前の解除、払い戻し

①お客様の解除権

(ア) お客様は次に定める取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。但し、解除のお申し出は平日10時～18時の間にお受けいたします。
【本邦出国時または帰国時に航空機を利用するコースならびに海外発着コース（当社の海外募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して実施する海外募集型企画旅行（オプションツアー）を除く）】

旅行代金	取消料
64～50日前	旅行代金の20%
49～35日前	旅行代金の50%
34～20日前	旅行代金の75%
19日前～開始後無連絡	旅行代金の100%

(イ) お客様は次の各一に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除できます。

a. 第12項に基づき、旅行契約内容の重要な変更が行われたとき。但し、その変更が第23項の表左欄に挙げるものその他の重要なものである場合に限ります。

b. 第13項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。

c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などのサービス提供の中止、官公署の命令、その他の事由が生じた場合に旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、または不可能となる恐れが極めて大きいとき。

d. 当社がお客様に対し、第5項(2)に記載の最終旅行日程表を同項に規定する日までにお渡ししなかったとき。

e. 当社の責めに帰すべき事由により契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

(ウ) 当社らは本項「(1)の①の(ア)」により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）から所定の取消料を差し引き払い戻いたします。取消料を申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項「(1)の①の(イ)」により旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払い戻いたします。

②当社の解除権

(ア) お客様が第6項に規定する期日までに旅行代金を支払わないときは、当社は旅行契約を解除する場合がございます。

このときは、本項「(1)の①の(ア)」に規定する取消料と同額の違約金をお支払いいただきます。

(イ) 次の各一に該当する場合は、当社は旅行契約を解除する場合がございます。

a. お客様が当社の予め明示した性別・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。

b. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められる場合。

c. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げる恐れがあると認められるとき。

d. お客様が契約内容に関し合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

e. お客様の数が募集パンフレットまたはホームページに記載した最少催行人員に満たないとき。この場合はピーク時に旅行を開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって33日目にあたる日より前に、また、同期間以外に旅行を開始するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって23日目にあたる日より前に旅行中止を通知いたします。

f. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足により、当社が予め明示した旅行実施条件が成就しないとき、あるいはその恐れが極めて大きいとき。

g. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などのサービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生じた場合により旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、または不可能となる恐れが極めて大きいとき。

(ウ) 当社は本項「(1)の②の(イ)」により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金（あるいは申込金）全額を払い戻いたします。

(2) 旅行開始後の解除、払い戻し

①お客様の解除、払い戻し

(ア) お客様のご都合により途中で離断された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。

(イ) 旅行開始後であっても、お客様の責に帰さない事由により旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能となった旅行サービス提供に関わる部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能となった当該旅行サービスの提供に関わる部分に相当する代金当当該旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の名目で既に支払い、またはこれから支払わなければならない費用に関わる金額（当社の責に帰すべき事由によるものでないときに限ります）を差し引いたものをお客様に払い戻いたします。

②当社の解除、払い戻し

(ア) お客様が理由後であっても、当社は次にあげる場合においてお客様に予め理由を説明して旅行契約の一部を解除する場合がございます。

a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められる場合。

b. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他のものによる当社の支持への違背、これらのものまたは動向するほかの旅行者に対する暴行または脅迫などにより団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

c. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などのサービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得ない事由が生じた場合により旅行の継続が不可能となったとき。

(イ) 当社は本項「(2)の②の(ア)」の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅いたします。すなわちお客様がすでに提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものといたします。

(ウ) 解除の効果及び払い戻し
本項「(2)の②の(ア)」に記載した理由で当社が旅行契約を解除したときは、本項「(1)の②の(ア)」によりお客様が取消料を支払って旅行契約を解除する場合を除き、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料、違約料その他の名目ですでに支払い、またはこれから支払わなければならない費用があるときは、これをお客様のご負担といたします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がまだその提供をうけていない旅行サービスに関わる部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払いまたはこれから支払うべき取消料、違約料その他の名目による費用を差し引いたものを払い戻いたします。

(エ) 本項「(2)の②の(ア)の a、c」により当社が旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じてお客様のご負担で出発地へ戻るための必要な手配をいたします。

1.6、旅行代金払い戻しの時期

(1) 当社は、第13項(1)(2)(4)及び第15項の規定により、お客様に対し払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しあつては解除の翌日から起算して7日以内に減額または旅行開始後の解除による払い戻しあつては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払い戻いたします。

(2) 本項(1)の規定は、第19項または第21項で規定することにより、お客様または当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではないとさせていただきます。

1.7、当社の指示

お客様は、旅行開始後旅行終了までの間、募集型企画旅行参加者として行動していただくときは自由行動時間を除き、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

1.8、添乗員と旅程管理

(1) 添乗員同行の有無は募集パンフレットまたはホームページに明示いたします。

(2) 添乗員の同行する旅行においては添乗員が、添乗員の同行しない旅行においては旅行先における現地係員が、旅行を安全かつ円滑に実施するため必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部または一部を行います。

(3) 添乗員が同行しない旅行においては、現地における当社の連絡先を最終旅行日程表に明示いたします。

(4) 添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。

1.9、当社の責任

(1) 当社らは、旅行契約の履行にあたって、当社または当社が手配を代行させた者（以下「手配代行者」と言います）が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被らされた損害を賠償いたします。但し、損害発生の日から起算して2年以内当社に対して通知があったときに限ります。

(2) お客様が次に挙げるような理由により、損害を被らされた場合については、原則として本項(1)の責任を負うものではないとさせていただきます。

- ①天災地変、戦乱、暴動またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
 - ②運送・宿泊機関などのサービス提供の中止、またはこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止。
 - ③官公署の命令、外国の出入国規制または伝染病による隔離。
 - ④自由行動中の事故。
 - ⑤食中毒。
 - ⑥盗難。
 - ⑦運送期間の遅延、不通・経路変更またはこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的の滞在時間の短縮。
- (3) 手荷物について生じた本項(1)の損害については、本項(1)の規定に関わらず損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して通知があったときに限り、お客様1名様につき15万円を限度（当社の故意または重大な過失がある場合を除く）として賠償いたします。

2.0、特別補償

(1) 当社は第19項(1)の規定に基づく当社の責任が生じるか否かを問わず、約款の別紙「特別補償規定」の定めるところにより、当社が実施する海外募集型企画旅行に参加するお客様が当該旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に損害を被ったときは、お客様またはその法定相続人に死亡保証金として2,500万円、入院見舞金として入院日数により4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円をお支払いいたします。また、所定の身の回り品に損害を被ったときは、約款の別紙「特別補償規定」に基づき、旅行代金（15万円を限度。但し、一個または一対についての補償限度は10万円）をお支払いいたします。但し、現金、クレジットカード、貴重品、撮影済みのフィルム、その他約款の別紙「特別補償規定」第18条2項に定める品目については補償いたしません。この、補償金支払いの後、当社が第19項(1)の責任を負うことになったときは、この保証金は当社が追うべき損害賠償金の一部（または全部）に充当いたします。

(2) お客様が募集型企画旅行参加中に被らされた損害が、お客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為・法令に違反するサービスの提供の受領、疾病などの他、募集型企画旅行の旅行日程に含まれない場合で、自由行動中のスライダービング、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハングライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機など）搭乗、ジャイロプレーン搭乗などの他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の保証金および見舞金をお支払いいたしません。

(3) 日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被らされた損害について保証金を支払われない旨を明示した場合に限り、「募集型企画旅行参加中」とはいたしません。

2.1、お客様の責任

(1) お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の約款の規定を守らないことにより当社が損害を受けた場合は、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他旅行契約の内容について理解するように努めていただきます。

(3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者または旅行サービス提供者にその旨をお申し出ください。

2.2、オプションツアーまたは情報提供

(1) 当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が実施する募集型企画旅行（以下「当社企画・募集・実施のオプションツアー」といいます）は募集パンフレット又はホームページなどで「企画・実施：ハートフルインターナショナル株式会社」と明示いたします。当社企画・募集・実施のオプションツアーに対する第20項の適用については、当社は、主たる旅行契約の内容の一部として取り扱いたします。

(2) 募集パンフレット又はホームページなどでオプションツアーの企画・募集・実施が当社以外の現地旅行会社などである旨を明示した場合には、当社に実施する募集型企画旅行ではございません。

- ①お申し込みは原則的に現地となり、お支払いも現地になります。
- ②契約は現地の法令又は慣習に基づいて現地旅行会社などが定めた旅行条件によって行われ、当社の旅行条件は適用されません。
- ③契約の成立は、現地旅行会社などが承諾したときに成立いたします。
- ④契約成立後の解除・取消料については、お申し込みの際に現地旅行会社などにご確認願います。
- ⑤現地旅行会社などが実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。

(3) 当社は、募集パンフレット又はホームページなどで「単なる情報提供」として可能なスポーツなどを記載する場合がございます。この場合当社の募集型企画旅行参加中に、当該可能なスポーツによりお客様に発生した損害に対しては、当社が第20項の特別保証規定は適用いたしません。

2.3、旅程保証

当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（但し、次の①、②、③で規定する変更を除きます）は、第7項で定める「お支払い対象旅行代金」に次表右欄に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算し

て30日以内にお客様にお支払いいたします。但し、当該変更について当社に第19項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかな場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部としてお支払いいたします。

①次に挙げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金をお支払いいたしません(但し、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関などの座席・部屋その他所設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金をお支払いいたします)

(ア)天災地変

(イ)戦乱

(ウ)暴動

(エ)官公署の命令

(オ)欠航、不通、休業など運送・宿泊機関などのサービス提供の中止

(カ)遅延、運送スケジュールの変更など当初の運航(運行)計画によらない運送サービスの提供

(キ)旅行参加者の生命又は身体の安全確保のため必要な措置

②第15項の規定に基づき旅行契約が解除された部分に関わる変更の場合、当社は変更補償金をお支払いいたしません。

③募集パンフレット又はホームページに記載して旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合には、当社は変更補償金をお支払いいたしません。

(2)本項(1)の規定にかかわらず、当社が一つの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「お支払い対象旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限といたします。また、一つの旅行契約に基づきお支払いする変更補償金の額が1,000円未満であるときは、当社は変更補償金をお支払いいたしません。

(3)本項(1)(2)に基づき変更補償金をお支払いする場合でも、当社はお客様の同意を得て、金銭による支払いに替え、これと同等又はそれ以上に価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって保証を行う場合がござります。

(4)当社が本項(1)に規定に基づき変更補償金をお支払いした後に、当該変更について当社に第19項の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更にかかわる変更補償金を当社に返還していただきます。この場合、当社初めに支払うべき損害賠償金の額と、お客様が返還すべき損害賠償金の額とを相殺して残額をお支払いいたします。

当社が変更補償金を支払う変更	変更補償金の額＝ 1件につき下記の率×お支払い対象旅行代金	
	旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合	旅行開始日以降にお客様に通知した場合
①募集パンフレット又はホームページに記載した旅行開始日又は終了日の変更	1.5%	3.0%
②募集パンフレット又はホームページに記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行目的地の変更	1.0%	2.0%
③募集パンフレット又はホームページに記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りま)	1.0%	2.0%
④募集パンフレット又はホームページに記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤募集パンフレット又はホームページに記載した日本国内の旅行開始たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥募集パンフレットまたはホームページに記載した日本国内と日本国外との間における直行便の乗り継ぎ便又は経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦募集パンフレット又はホームページに記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧募集パンフレット又はホームページに記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑨上記の①～⑧にあげる変更のうち募集パンフレット又はホームページのツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

注1:確定書面(最終旅行日程表)が交付された場合には、「契約書面(募集パンフレット又はホームページ)」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用いたします。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間または確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱いたします。

注2:1件とは、運送機関の場合1乗車船などごとに、宿泊機

関の場合1泊ごとに、その他旅行サービスの場合1該当事項ごとに1件といたします。

注3:③または④にあげる変更にかかわる運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱いたします。

注4:④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級または設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用いたしません。

注5:④または⑦もしくは⑧に掲げる変更が1乗車船などまたは1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船などまたは1泊につき1件として取り扱いたします。

注6:⑨に掲げる変更については、①～⑧の料率を適用せず、⑨の料率を適用いたします。

2.4、通信契約

(1)当社は、お申込金を銀行振込みまたは現金の收受を条件に、電話、郵便、ファクシミリ、Eメール、その他の通信手段による旅行のお申し込みを受けられる場合(以下「通信契約」といいます)がござります。但し、当社が業務上の理由などでお受けいたしかねる場合もござります。通信契約により旅行契約の締結をする場合、お申し込みの際に、お申込金の提出と、「お申し込みをしようとするコース名」、「旅行開始日」などを当社にお申し出いただきます。

(2)通信契約による旅行契約は、当社が締結を承諾する旨を電話または郵便で通知する場合には、当社がその通知を発送したときに成立し、当社がEメールなどの電子承諾通知による方法より通知する場合には、その通知がお客様に到達したときに成立するものといたします。当社は、通信契約を締結した後に旅行代金の減額または通信契約が解除された場合、お客様に払い戻すべき金額が生じたときは、銀行振り込みにてお客様に対し当該金額を払い戻しいたします。この場合、当社は、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、減額または旅行開始後の解除による払い戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対して払い戻すべき額を通知いたします。

2.5、旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件書は、2007年10月1日を基準としております。また、旅行代金は2007年10月1日現在有効なものとして公示されている航空運賃、適用規則または、2007年10月1日現在国土交通大臣認可申請中の航空運賃、適用規則を基準として算出しております。

2.6、団体・グループ契約について

(1)当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表として契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなし、契約取引を行います。

(2)契約責任者は、当社が定める日までに構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

(3)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、または将来負うことが予想される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。

(4)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、予め契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

2.7、個人情報の取り扱いについて

(1)当社は、旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報については、お客様との連絡のために利用させていただきます。*このほか、当社では①会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内。②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。③アンケートのお願い。④特典サービスの提供。⑤統計資料の作成。に、お客様の個人情報を利用させていただきますことがござります。

(2)当社は旅行先でのお客様のお買い物などの便宜のため、当社の保有するお客様の個人データを、守秘義務契約を締結した土産物店に提供することがござります。この場合、お客様の氏名、パスポート番号及び搭乗される航空便名などにかかわる個人データを、あらかじめ電子的方法などで送付することによって提供いたします。なお、これらの事業者への個人データの提供の停止を希望される場合は、当社の担当者あて、出発までにお申し出下さい。

2.8、その他

(1)お客様が個人的な案内・買い物などを添乗員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病などの発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、これらの費用はお客様にご負担いただきます。

(2)お客様の便宜を図るため土産物店にご案内する場合がございますが、お買い物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。

(3)事故等のお申し出について
旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知下さい(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知下さい)

(4)子供代金は旅行開始日当日を基準に、満2歳以上、12歳未満の方に適用いたします。また、幼児代金は旅行開始日当日を基準に、満2歳未満で航空座席を使用しない方に適用し、別途ご案内いたします。但し、募集パンフレットまたはホームページ内で別に定めている場合はこの限りではござりません。また、幼児代金には滞在地上費は含まれておりません。また、幼児が航空機の座席を使用する場合は子供代金が適用になります(特別子供代金の設定のあるコースを除く)

(5)当社の募集型企画旅行にご参加いただくことにより、航空会社によるマイレージサービスのマイルを獲得できる場合がございますが、同サービスの登録、お問い合わせなどは原則として当該航空会社へ行っていただきます。また、契約書面や確定書面に記載した利用航空会社や搭乗区間などの変更によりお客様が獲得できる予定であったマイルを受けられなくなった場合には、当該航空会社は規定によりマイレージの積算をい

たしません。

(6)当社はいかなる場合にも旅行の再実施はいたしません。

(7)燃油サーチャージについて

各航空会社では、燃油費の一部を燃油価格が一定の水準に戻るまでという一定の期間を定めて2005年4月1日以降の「燃油サーチャージ(付加運賃・料金)」を国土交通省航空局に申請いたしました。この「燃油サーチャージ(付加運賃・料金)」につきましては、通常の航空運賃とは異なる性格をもつ付加的な運賃であってハートフルインターナショナル株式会社の旅行代金には含まれておりません。また、航空会社・区間毎に異なりますので、所要料金等詳細はご利用便毎にご案内申し上げますので予めご承知おきくださいますようお願いいたします。

旅行企画・実施

ハートフルインターナショナル株式会社

国土交通大臣登録第1519号/JATA日本旅行業協会正社員

東京都渋谷区道玄坂1-19-11 寿道玄坂ビル2F